

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は2023年6月1日に放送法に基づく認定放送持株会社へ移行し、社名を株式会社新潟放送から株式会社BSNメディアホールディングスに変更致しました。

当社グループの中核はテレビ・ラジオの放送事業で、コンテンツ制作を通じて地域の公共の福祉と文化の向上、産業と経済の繁栄に寄与することを基本理念としています。

また、グループのもうひとつの中核であるシステム関連事業では、IT技術を通じて、地域の産業や医療の現場、自治体業務などを幅広くサポートし、地域の発展に貢献することを旨としております。公共性の極めて高い当社グループは、安定した経営基盤の確保、地域社会への貢献、長期的な企業価値の向上を最重要課題と考え、経営の効率性や透明性の確保に努めてまいります。当社は監査役会を設置しております。常勤監査役は業務執行に係る重要な会議に出席するとともに重要な決済書類を閲覧し、意思決定の妥当性や効率性を検証しております。この情報を他の監査役と共有することにより監査役会としての適正な監査意見の形成を図っております。また、内部統制システムの整備、実施、運用評価を厳格に行い、公正な企業運営に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2】株主総会における権利行使

議決権電子行使プラットフォームの利用については、株主構成と導入費用を勘案し実施しておりません。また、株主総会招集ご通知の英訳についても、現時点では実施しておりません。今後の株主構成の変化を注視し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1】英語での情報の開示・提供

当社は、株主における海外投資家の比率が僅少であることから、現時点では英語での情報開示を実施しておりません。今後の株主構成の変化を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2】報酬割合の適切な設定

経営陣のうち、取締役の報酬等は当社の持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に向け、取締役の意欲をより高めることができる適切、公正かつバランスの取れたものであるべきと考えます。その際、中長期的な業績を考慮し、連動すべきとの考えから業績連動報酬制度を導入していますが、現在は現金報酬のみで自社株報酬では対応していません。

【原則4-8】独立社外役員の有効な活用

当社は、現時点で独立社外取締役1名、独立社外監査役1名を選任しております。独立社外取締役、独立社外監査役は長年にわたり会社経営に携わり、豊富な経験や見識を有しており、取締役会では業務執行を行う経営陣から独立した視点で積極的に発言するなど独立役員として経営に対する監督機能が十分に確保されていると認識しております。さらなる独立社外取締役の選任につきましては、会社の持続的な成長と企業価値の向上という観点から今後検討していきます。

【補充原則4-8】独立役員のみを構成員とする会合

現在、独立役員は独立社外取締役1名、独立社外監査役1名であり、独立役員同士で客観的な立場に基づき情報交換・認識共有がなされていると判断しているため、独立役員のみでの会合は開催しておりません。

【補充原則4-8】筆頭独立社外取締役の選任

現在、独立社外取締役は1名のため、筆頭独立社外取締役の選任は行っておりません。

【補充原則4-10】独立社外取締役による諮問委員会等の設置

現在、独立社外取締役は1名であり、任意の諮問委員会等を設置しておりません。重要事項の決定については独立役員が出席する取締役会で行われており、適切な関与や助言をいただくことで独立性、客観性は保たれていると判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】(政策保有株式)

当社は、中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、相手企業との取引関係の構築と維持・強化を図るため、当該株式を保有することができるものとしています。政策保有株式の保有意義については、取締役会にて検証を行います。中長期的な観点から、相手企業との関係性や保有に伴う便益とリスク、資本コスト等の経済合理性を勘案し、保有意義が十分でない場合には、縮減するなど見直しをしております。議決権行使については、投資先の企業価値やガバナンス体制、当社の保有目的等を勘案し、各議案について個別に賛否の判断を行います。また必要に応じて投資先企業との対話を行います。

【原則1-7】(関連当事者の取引)

当社取締役会規程において、競業取引又は会社との取引を行った取締役は、その取引について重要な事実を報告しなければならないとしております。当社と取締役との間の取引については、取締役会の承認事項としており、報告と承認を通じて適切に監視を行ってまいります。

【補充原則2-4】(女性の活躍促進を含む多様性の確保)

当社では、女性・外国人・中途採用者など多様な人材の活躍が社業の発展のうえでも重要だと考え、性別や出身に関係のない公平な人事を心がけております。2021年度当初の女性社員の比率は26%です。また全管理職における女性の比率は17%で、今後は、その比率を20%台まで引き上げることを目標としております。一方、中途採用者の全社員に対する比率は15%、全管理職における中途採用者の比率は6%となっております。中途採用につきましては、5年程前から積極的にやってきておりますが、30代が中心のため、多くがまだ管理職登用に至らない状況となっております。なお、当社では社員が育児や介護などに対応しやすいよう、法定を上回る有給休暇の付与を行っており、誰もが安心して働き続けられる職場環境の整備に留意しております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、確定給付企業年金制度を採用しています。積立金の管理及び運用に関しては、社外の資産管理運用機関及び金融商品取引業者に運用を委託しており、運用管理規程を定めています。企業年金関連業務については人事部が担当しています。運用基本方針に基づき運用実績等をモニタリングし、運用状況についての検証を行っています。また、年金財政委員会を通じ、運用状況等について社内に定期的な報告を行っております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

- (1)当社は「県民のための放送局」として、ラジオ、テレビ等の番組を通じて公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に寄与することを経営理念としています。中期経営計画等は、当社ホームページに適宜掲載しています。
- (2)当社は、常に経営の効率性や透明性、公正性の確保に努め、地域社会への貢献と長期的な企業価値向上を図り、株主その他ステークホルダーの期待に応えてまいります。コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書に開示しています。
- (3)当社の常勤取締役報酬は営業利益目標に対する達成率を基準に業績連動報酬としております。各取締役の報酬に関しては、当社の社内規程に基づいて、取締役会において審議し、決定しています。取締役報酬総額については有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しています。
- (4)取締役・監査役候補者の選任につきましては、取締役会において知識・経験・専門性等を総合的に判断し指名を行っています。また、経営陣幹部が法令及び定款に違反する行為があった場合等、解任が相当と判断される場合には、社外役員を含む取締役会において十分な審議を尽くした上で決議いたします。
- (5)取締役および監査役の個々の選解任・指名の理由につきましては、株主総会招集ご通知で開示しています。

【補充原則3-1】(サステナビリティについての取り組み)

当社では、地域社会への貢献の観点から、BSN愛の募金(福祉施設等への支援)、BSNキッズプロジェクト(子どもの体験活動や保護者に対する子育て支援)、BSN教育文化振興基金(学校や文化活動への支援)などに長年取り組んでまいりました。2019年からは「ケンジュプロジェクト」で新潟県と連携協定を結び、県民の健康増進、健康寿命の延伸活動に取り組んでおります。こうした活動を通じて、県民や自治体、スポンサー企業からの信頼を得て、地元の皆様にとって必要とされる企業であり続けたいと考えております。また、環境の分野でも、長年、海と日本プロジェクトの新潟事務局を担当しており、海の環境保全について、啓発活動や美化活動などに取り組んできております。当社は2021年2月に国連のSDGメディアコンパクトに加盟致しました。報道機関として放送やインターネットを通じて、SDGsについての情報発信を積極的に行うとともに、企業としてもその実践に取り組んでまいります。

人的資本の投資につきましては、各種研修会への記者・ディレクターの派遣、経営関連科目履修のための大学院への社員派遣、各種資格取得者への奨励金支給など多角的なキャリア形成やスキルアップのための機会・制度を種々設けています。また、知的財産の投資につきましては、自社アプリの開発やメタバースのコンテンツ制作などに取り組んでおります。今後はグループ会社との連携を更に強め、デジタルコンテンツの分野を強化し、地域メディア企業としての成長を目指してまいります。

【補充原則4-1】(経営陣に対する委任の範囲)

取締役会は法令、定款及び取締役会規程にて定められた重要事項を意思決定し、取締役の職務執行を監督しております。また業務執行の機動性や柔軟性を高めるため、法令、定款及び取締役会規程に定められた事項以外の日常的な業務執行の意思決定は取締役に委任しております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

独立社外取締役は、取締役会において自由闊達な意見を述べ、建設的な議論に貢献できる優れた人格を有した人物で、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識・能力・豊富な経験を持ち合わせた人物を基本とします。また高い倫理観のもと、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るといった観点から助言できる者とします。独立社外取締役の候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に従い、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない人物とします。

【補充原則4-11】(取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社の取締役会は、定款で定める範囲内の取締役10名、監査役4名で構成されております。当社の業務に深い知見を有する者、企業経営に関する豊富な経験を有する者、客観的かつ専門的な立場から監督する社外役員等、知識・経験・能力のバランス、多様性等を勘案し、取締役会において候補者を選任しております。スキルマトリックスについては、最終ページに記載しております。

【補充原則4-11】(取締役・監査役兼任状況) 当社は取締役及び監査役の重要な兼職の状況を、株主総会招集ご通知の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しております。

【補充原則4-11】(取締役会の実効性の分析・評価・概要の開示)

当社は取締役会の実効性に関し、取締役及び監査役から取締役会の議題・構成・運営等に関する様々な意見を収集し、分析・評価を行っております。またさらなる機能向上のためにアンケートなどを実施し、取締役会全体の実効性を維持するべく取り組んでいます。役員全員が回答したアンケートにより、取締役会全体の実効性については十分確保されていることを認識しております。

【補充原則4-14】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役及び監査役が求められる役割と責務を果たすために必要な業界動向、事業の状況、経営戦略、経営課題その他事項に関する情報を収集・提供し、取締役・監査役の職務執行を支援してまいります。また必要な知識・情報を更新できるよう外部の研修会等の参加を推奨しており、その費用は当社にて負担いたします。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

株主との建設的な対話を促進するための体制と取り組みに関する方針は、以下のとおりです。

- (1)株主との対話については、総務部の担当役員が統括し、総務部が窓口となり、社内の各部署と連携し、適切に対応いたします。
- (2)総務部は、株主をはじめとするステークホルダーの求めに対し、必要に応じ電話対応または面談に応じます。その際、合理的な範囲で取締役及び経営幹部が対応いたします。
- (3)決算発表を始めとするIR情報の発信について、当社のホームページで必要十分な情報の開示に努めます。
- (4)対話において把握された意見や要望については、適宜、取締役会等に報告し、適切なフィードバックを行います。
- (5)対話にあたっては、インサイダー情報の管理に十分な配慮をいたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社新潟日報社	852,800	14.21
越後交通株式会社	579,050	9.65
株式会社TBSホールディングス	485,000	8.08
光通信株式会社	449,200	7.48
株式会社第四北越銀行	289,600	4.82
第四北越リース株式会社	256,500	4.27
学校法人国際総合学園	184,400	3.07
サトウ食品株式会社	136,000	2.26
株式会社エスアイエル	125,400	2.09
ROYAL BANK OF CANADA	120,000	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐藤 明	他の会社の出身者													
殖栗 道郎	他の会社の出身者													
島田 喜広	他の会社の出身者													
山井 太	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 明		(株)新潟日報社 代表取締役社長	(株)新潟日報社は、当社の発行済株式の14%を所有する筆頭株主であるとともに、当社は報道部門等において同社と密接な業務提携の関係にあります。地域に密着した紙面づくりにより経済、社会、文化の向上に努める(株)新潟日報社の経営者として、報道機関の役割や責務の重さなど、地元マスコミとして総合的な見地から当社にアドバイスを与えることのできる存在であります。

殖栗 道郎	(株)第四北越フィナンシャルグループ 代表取締役社長	(株)第四北越フィナンシャルグループの中核である(株)第四北越銀行は、当社の主力取引銀行であります。創立以来一貫して「地元と共に生き、地域と共に発展する」ことを目指してきた金融機関の経営者としての立場に加え、地元経済界の指導的立場から当社に対して重要な示唆を与えることのできる存在であります。
島田 喜広	(株)TBSテレビ 執行役員	(株)TBSテレビは、当社が加盟するJNNネットワークのキー局で、ニュース取材、番組、営業面での協力関係など、当社の企業価値を維持するために不可欠な存在であり、当社はあらゆる分野で密接な関係を築いております。放送業界で指導的な役割を果たす(株)TBSテレビ 執行役員として重責を担っており、民放コンテンツ事業や放送のあり方に関して当社に重要な指針を与えることのできる存在であります。
山井 太	(株)スノーピーク 代表取締役会長兼社長執行役員	山井太氏はアウトドア分野を中心に常に高い見地から卓越した経営手腕を発揮してきました。これまで多岐にわたる分野で培った幅広く深い見識と経験で、当社に有益な意見、提言等をいただける存在であります。また山井太氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に意見交換を行うほか、監査法人による監査時の立ち会い等で積極的に情報交換を行い、連携を図るよう努めております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
瀬賀 弥平	税理士													
和田 晋弥	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀬賀 弥平		税理士	税理士として培われた専門的な知識・経験等を監査にいかしていただくため、選任しております。
和田 晋弥		株式会社和田商会 代表取締役社長	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視とともに、有効な助言を与えることのできる存在であり、当社と直接利害関係のない独立の立場から選任することで、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

山井太氏、和田晋弥氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視とともに、当社に有効な助言を与えることのできる存在であり、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えており、独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

常勤取締役に対し、営業利益目標に対する達成率を基にした業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬(2022年4月1日～2023年3月31日)
取締役に対して支払った報酬 145,788,000円(うち社外取締役 9,180,000円)
監査役に対して支払った報酬 24,132,000円(うち社外監査役 6,120,000円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

常勤取締役に關しては、営業利益目標に対する達成率を基準に業績連動で報酬額の基準を定めており、取締役会に諮り、正式決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会及び監査役会の開催に際して、社外取締役及び社外監査役に対しては必要な資料の配布や説明を行っております。議案に関する資料は、必要に応じて関係部署が作成します。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
竹石 松次	特別顧問	経営全般に関し、必要に応じ、アドバイスを受けております。	非常勤、報酬有	2019/6/27	なし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

「取締役会」は取締役9名(うち社外取締役4名)で構成しており、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について決議・報告を行っており、会議においては十分に議論するとともに、意思決定に対する監督機能も果たしております。業務執行については「取締役会」のほかに常勤取締役による「常務会」(週1回)を開催し、経営管理全般にわたる執行方針等の事前審議を行っております。「監査役会」は4名で構成されており、監査役監査基準等を指針として監査を実施しております。常勤の監査役は監査計画に従い、取締役会をはじめとする常務会等の重要会議に出席して、重要な決裁書類の閲覧、担当取締役からの業務執行に関する報告聴取を実施するなど、経営に係る意思決定の妥当性、効率性を幅広く検証し、必要に応じて意見を述べることで経営の透明性を高めております。内部監査につきましては、監査室を置き、適正・適法な業務の遂行とリスク管理への対応状況などについて定期監査を実施し、業務全般の改善を図るとともに経済的損失などの防止に努めております。そして、監査室と監査役は密接に情報交換を行う一方、会計監査人から定期的に会計監査の状況及び監査結果について報告を受けるなど、連携を強化して監査体制の向上を図っております。会計監査人につきましては、新宿監査法人を選任しております。同法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりです。
指定社員・業務執行社員 田中信行と指定社員・業務執行社員 末益弘幸

このほか、「関係会社経営会議」を毎月開催し、グループ経営全般の重要事項を迅速に決定するとともに、効率的かつ透明性の高い経営に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会、監査役会によるガバナンス体制を採用しております。現在、取締役は9名で、うち4名が社外取締役であります。複数の社外取締役の選任は取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明度を高めるために機能すると考えています。また社外取締役は、経営者としての経験、知識に基づく見識を持ち、当社のコーポレート・ガバナンスの強化ならびに企業価値および株主共同利益の向上に、十分な役割を果たすものと考えております。監査役は4名で、うち2名が社外監査役であります。社外監査役は、独立かつ中立の立場から、経営監督機能として十分な役割を果たすものと考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会、監査役会によるガバナンス体制を採用しております。現在、取締役は9名で、うち4名が社外取締役であります。複数の社外取締役の選任は取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明度を高めるために機能すると考えています。また社外取締役は、経営者としての経験、知識に基づく見識を持ち、当社のコーポレート・ガバナンスの強化ならびに企業価値および株主共同利益の向上に、十分な役割を果たすものと考えております。監査役は4名で、うち2名が社外監査役であります。社外監査役は、独立かつ中立の立場から、経営監督機能として十分な役割を果たすものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定より早期に発送
その他	株主総会招集ご通知は、株主総会での対話を充実させることを目的に、任意の記載を増やすとともに、図や画像などを用いて、分かりやすさ、見やすさを基本に、内容の充実に努めました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書、会社概要、中期経営計画	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「放送倫理基本綱領」に基づく「番組基準」を社内規程として定めており、地域に必要とされる放送局として、文化の向上、公共の福祉、産業と経済の繁栄に寄与することに努めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、国連のSDGメディアコンパクトに参加しています。「BSN愛の募金」、「BSN教育文化振興基金」などの活動や、スポーツ競技大会、芸術分野でのコンクールなども多く開催し、社会貢献に努めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、投資家が当社への投資価値を的確に判断するために、必要な会社情報を適時適切に開示することに努めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の基本理念と基本方針を推進・実現するため、会社法第362条第4項第6号に規定する「業務の適性を確保するための体制」(内部統制システム)について以下のように定めています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「BSNグループ行動規範」を定め、法令・規範の遵守はもとより人権の尊重、健全な企業活動、適正な情報管理及び不正の防止体制について明確にする。
 - (2)法令違反行為等に関する通報または相談の適正な処理の仕組みを定めた「公益通報者保護規程」を制定するとともに、通報窓口「コンプライアンス ホットライン」を設け、法令違反行為等の早期発見と是正及び通報者の保護を図る。
 - (3)社内外における教育研修を積極的にに行い、放送人及び企業人としての確固たる倫理観の養成を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)「文書管理規程」を制定し、取締役等の職務の執行に資する適法、適切かつ円滑な運用を図る。
 - (2)「インサイダー取引防止規程」を制定し、株式等有価証券の取引に係る適正な情報管理を図る。
 - (3)「BSNメディアホールディングス個人情報保護方針」に基づき個人情報に係る諸規程を制定し、当該情報に関する適法かつ公正な情報管理を図る。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)「危機管理規程」を制定し、当社及びグループ各社の緊急時の対応を定める。

(株)新潟放送では、「非常事態対策委員会」を設置するとともに、「非常事態対策ハンドブック」を制定し、事件及び災害等の非常事態における従業員等の安全の確保及び放送の継続に備える。また、「緊急及び災害時の報道体制要領」を定め、報道機関としての使命遂行に全力を挙げる体制を構築する。また、「BSN情報セキュリティ方針」に基づき、IT関連の情報セキュリティに係る諸規程を制定し、故意、偶然によらず、情報等の改ざん、破壊、漏洩等からの保護を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)「BSNメディアホールディングス取締役会規程」に基づき、取締役会を年7回定例開催し、経営に係る執行方針、法定事項への対応、その他重要事項を決定するとともに、四半期業績をはじめとする取締役の職務の執行状況を監督する。なお、取締役会は必要に応じて随時開催する。
- (2)常勤の取締役で構成する「常務会」を原則として週1回開催し、業務執行に係る基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

5. 当社グループ(企業集団)における業務の適正を確保するための体制

- (1)「関係会社経営会議」を原則として月1回開催し、グループ各社の業績や施策に係る報告等を行うとともに、グループ全体に係る重要事項を協議し、グループ経営における健全性及び効率性の向上を図る。
- (2)「関係会社経理担当者会議」を毎月開催し、四半期業績をはじめとする財務経理面に関する報告等を行い、当社グループにおける取締役の適正な経営判断に資する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人(兼務者を含む)を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助する範囲において、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性が確保できる体制の構築を図る。
- (2) 監査役が当社グループにおける業務または業績に影響を与える重要な課題を把握するため、「常務会」、「関係会社経営会議」、「関係会社経理担当者会議」その他重要な会議に出席するとともに、使用人、会計監査人、子会社の監査役等に定期的かつ随時に報告を求められることができる体制の維持を図る。
- (3) 当社グループの役員及び使用人等が当社の監査役に対し、当社グループに著しい損害を及ぼす事実が生じ、または生じるおそれがある旨の報告をした場合には、「公益通報者保護規程」を準用し、当該報告者が不利な扱いを受けないことを確保する。
- (4) 監査役の職務の執行について生じる費用等については、会社法第388条に基づき、速やかに処理する。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)「金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価に係る基本方針」に基づき当該規程を制定し、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施に適応した運用を図る。
- (2)代表取締役が最高責任者となる監査室または財務報告に係る内部統制委員会を当社及び重要な子会社に設置し、当社グループにおける財務報告の確保を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、認定放送持株会社としての使命と責任を自覚し、社会秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに不当要求には断固として応じないことを基本的な考え方としており、これをグループ各社で共有しております。これに係る対応統括部署は経営管理局とし、当社役員の指導の下に総務部長を不当要求防止責任者としており、有事に備えての社内体制の整備強化に努めるとともに、平素より外部専門機関である新潟県暴力追放運動推進センター(以下「暴追センター」)及び新潟県警並びに顧問弁護士との緊密な連携を図っております。また、当社は新潟県企業対象暴力対策協議会(以下「企暴協」)に加盟しており、企暴協の主催による研修会や意見交換会には担当者が参加し、担当官並びに企暴協に加盟する地元企業の担当者との関係強化により、反社会的勢力に関する専門知識と情報を得るよう努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

当社は認定放送持株会社として、極めて高い公共性が求められております。公共の福祉、文化の向上、産業と経済の発展に寄与することを経営の基本理念とし、長期的な経営基盤の強化に努めております。

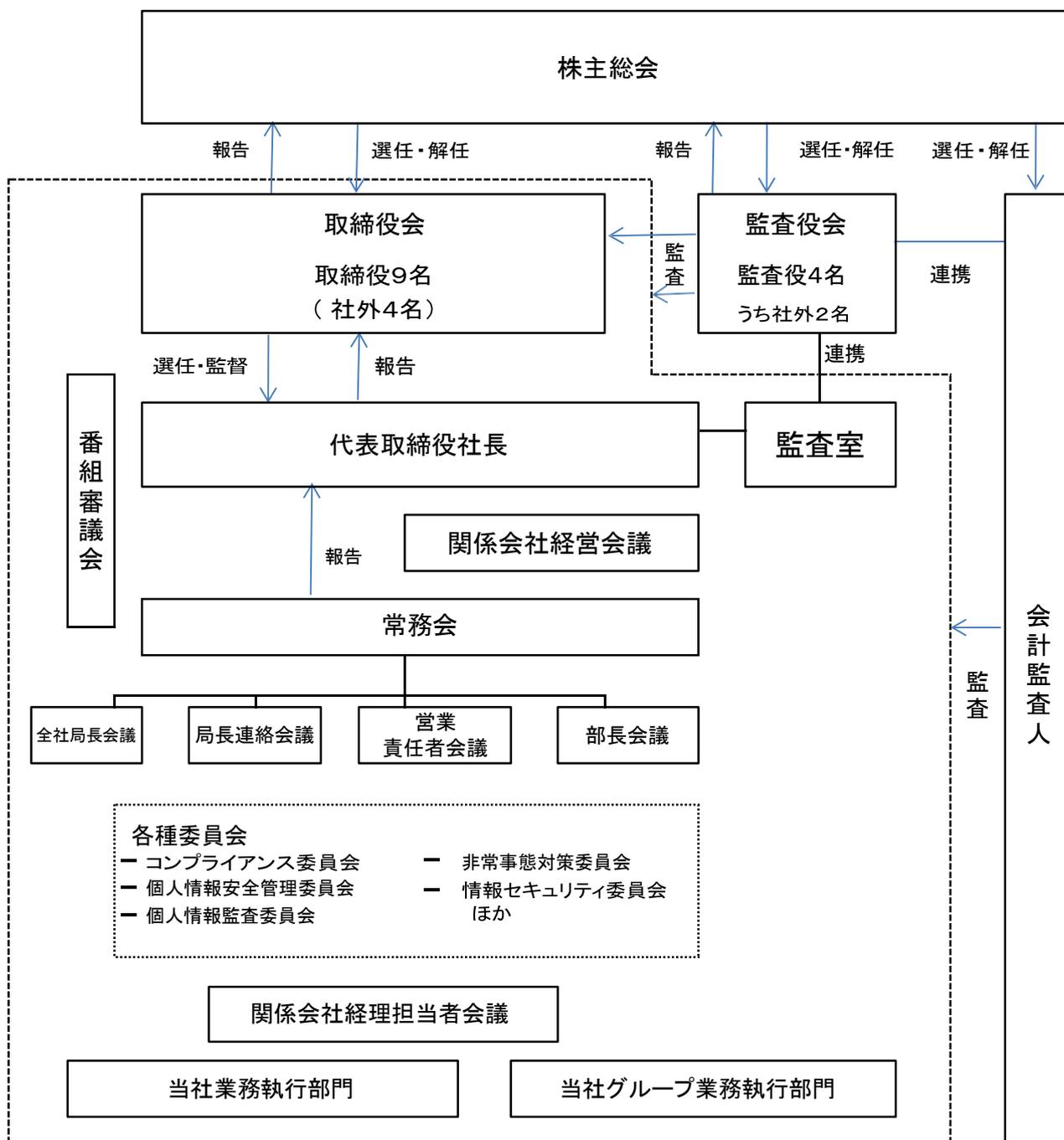
一方、当社が株式を公開している上場企業である以上、当社株式の自由な売買がなされることは当然のことであり、当社株式に対して大規模な買付けを行う特定の株主が出現したといたしましても、それに対する対応は、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるものと認識しております。現在のところ、当社株式の大量買付けに係る具体的な脅威等は生じておりませんが、当社といたしましては、そのような買付け者が出現した場合の具体的な施策を予め定めるものではありません。但し、万が一、大量の株式取得を企図する者が現れ、その意図が前述した当社の基本理念に反し、既存の株主の利益を損なうことが明らかであると判断したときは、直ちに最も適切であると思われる措置を講じる所存です。なお、多くの株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の異動状況を常に把握するとともに、買付行為に係る法制度や社会の動向等を注視しながら、新たな施策の検討を継続してまいりたいと存じます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制

1. 情報開示の体制につきましては社長を最高責任者とし、IR担当役員をはじめ関係部門が連携し、公正かつ適時・適切な情報開示をいたします。
2. 決定事実・決算等に関する重要な会社情報につきましては取締役会等で決定された後、適時開示基準にしたがって、すみやかに情報開示をいたします。
3. 発生事実に関する重要な会社情報は各部門から情報取扱いを担当する経営管理局にすみやかに報告する体制をとっております。経営管理局では適時開示等の対象となる事項であるかを確認し、開示が必要なものに関しては情報取扱責任者である経営管理局長の承認を受け、最高責任者と取締役会または常務会を経て情報開示の手続きを行います。

コーポレート・ガバナンス体制概要図



【適時開示体制の概要(模式図)】

